

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、まんのう町土地改良区から令和6年11月8日土地改良事業（農地耕作条件改善事業（区画整理事業）塩田地区）の換地処分をした旨届出があった。

令和6年11月19日

香川県知事 池 田 豊 人